

長野工業高等専門学校会計内部監査規則

制 定 令和6年12月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校会計規則（機構規則第34号）第45条の規定に基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における会計内部監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査員)

第2条 校長は、監査を実施するため、本校職員のうちから監査員を任命する。

(監査種類)

第3条 監査は定期監査及び臨時監査とし、定期監査は毎年度1回以上、臨時監査は、校長が必要と認めたときに実施するものとする。

(監査事項及び方法)

第4条 監査は、次の各号に掲げる事項について書面、実地その他校長が必要と認める方法により行うものとする。

- 一 財務会計に関する法令等の適用に関する事項
- 二 予算決算に関する事項
- 三 収入、支出に関する事項
- 四 物品に関する事項
- 五 旅費、謝金に関する事項
- 六 帳簿及び証拠書類に関する事項
- 七 その他校長が必要と認める事項

(監査通知)

第5条 校長は、監査を実施するときは、必要事項をあらかじめ関係教職員等に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた関係教職員等は、帳簿、証拠書類その他必要な書類等を整備し、監査の円滑な実施に協力しなければならない。

(監査結果報告)

第6条 監査員は、監査終了後速やかに監査結果報告書を作成し、校長に報告するものとする。

2 前項の監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査結果の概要
- 二 是正又は改善を要する事項
- 三 その他監査員が必要と認める事項

(是正改善措置)

第7条 校長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、直ちにその内容を通知するものとする。

2 前項により通知を受けた者は、改善内容を校長に報告しなければならない。

(実施細目)

第8条 この規則の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (令和6年12月26日 制定)

1 この規則は、令和6年12月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校内部監査規則(平成17年3月30日制定)は、廃止する。